

一般財団法人島根県東部勤労者共済会
業 務 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人島根県東部勤労者共済会（以下「共済会」という。）定款第41条及び第42条の規定に基づき、会員及び共済会の実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規定において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 資本金3億円以下又は常時勤務する従業員が300人以下の事務所、事業所又は団体をいう。
- (2) 勤労者 賃金を受けて常時雇用されている従業員をいう。
- (3) 事業主 事務所若しくは事業所又は団体の代表者をいう
- (4) 会 員 共済会が行う事業による受益の対象者をいう。
- (5) 島根県東部地区 松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、隠岐の島町、海士町、西ノ島町及び知夫村をいう。

第2章 加入、会員、会費等

(加入対象)

第3条 共済会に加入することのできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 島根県東部地区内の中小企業に働く勤労者、役員及びその事業主
- (2) 島根県東部地区内に住所を有し、島根県東部地区外の中小企業に働く勤労者でその事業主の承認があるもの
- (3) その他理事長が適当と認めたもの

(加入手続)

第4条 共済会に加入しようとする中小企業の事業主（以下「事業主」という。）又は前条第1項第2号に規定するもの（以下「個人会員」という。）は、入会申込書及び会員名簿を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定により加入しようとする事業主は、原則として当該中小企業の勤労者全員を会員として登録しなければならない。ただし、当該中小企業のうち、所在を異にする島根県東部地区外の事務所、事業所又は団体の勤労者は、一括して登録を省くことができる。

3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものは事業主の判断により、会員として登録することができる。

- (1) 試用期間中のもの
- (2) 期間を定めて雇用されているもの

4 理事長は、入会を承認したときは、事業主又は個人会員に入会承認書を交付するとともに、登録された会員に会員証を交付するものとする。

(会員の資格取得)

第5条 前条第4項の規定により登録された会員は、入会承認日の属する月の翌月の1日をもって会員の資格を取得する。

2 事業主は新たに会員を追加登録する事由が生じたときは、直ちに会員追加届を理事長に届け出なければならない。

3 前項の規定により追加届された会員は、届出が受理された翌月の1日をもって会員の資格を取得する。

4 理事長は、前項の規定により登録された会員に会員証を交付するものとする。

(退 会)

第6条 事業主または個人会員が共済会を退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、会員に次に掲げる事実が認められたときは、退会させることができる。

(1) 会費及び負担金を3ヶ月以上滞納したとき

(2) 虚偽その他不正行為により共済会に不利益を与えたとき

(3) 共済会の信用を著しく失墜させる行為があったとき

3 理事長は、前2項の規定により退会を認めた場合、第1項にあっては退会承諾書を、第2項にあっては退会通知書を、当該事業主又は個人会員に交付するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 前条第1項及び第2項の規定により退会を認定された場合、その日の属する月末をもって会員として登録されているものの資格を喪失する。

2 事業主は、会員が死亡若しくは退職したとき、又は転勤、系列企業への移籍等止むを得ない事情により会員の登録を取り消す必要が生じた場合（事業主が資格の継続を認めるときを除く）は、直ちに、会員資格喪失届に会員証を添えて理事長に提出しなければならない。

3 会員は、前項の届出があったときは、当該事実が発生した日に会員の資格を喪失する。

4 会員の資格喪失をした場合には、すでに納付した当月分会費について、これを返還しない。ただし、理事長が止むをえないと認めた場合には、この限りでない。

(変更届)

第8条 事業主又は個人会員は、入会申込書及び会員名簿の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を理事長に提出しなければならない。

(会 費)

第9条 会費の額は、会員1人につき月額1,000円とする。

2 会費は、個人会員を除き、その2分の1以上を事業主が負担するものとする。また、勤労者負担分の徴収は事業主において行うものとし、会費の納付義務は全額事業主が負うものとする。

(会費の納付)

第10条 事業主又は個人会員は、会費を毎月納付するものとし、納入方法は毎月20日（その日が金融機関の休業日にあたるときは、以後の直近の営業日とする。）に指定の金融機関の預金口座から口座振替するものとする。

2 前項に規定する会費の納付額は、会員1人当たりの月額会費に毎月1日に会員資格を有

する会員の人数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による会費の納付が困難な場合は、別に定める方法により納付するものとする。

第3章 給付事業

(慶弔給付事業)

第11条 慶弔給付事業の範囲は、別表第1及び別表第2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、慶弔給付金等を給付する。

2 別表第1の慶弔給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、共済会または会員が保険契約の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。別表第2の慶弔給付事業は、共済会が独自に実施する。

(給付金の請求)

第12条 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証明する書類を添付しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由の発生した翌日から3年以内に行わなければならない。

(給付の決定)

第13条 理事長は、給付金請求書を審査し、給付を決定したときは給付金決定通知書により通知し、給付金を支払う。

2 理事長は、給付金請求書を審査し、給付しないと決定したときはこれを速やかに通知する。

(給付金の返還)

第14条 会員または給付金の受取人が偽りその他不正行為により給付金を受けたとき、理事長はこれを返還させるものとする。

(異議の申立て)

第15条 給付の決定内容に不服がある場合は、異議の申立てをすることができる。ただし申し立てができる期間は決定後60日以内とする。

2 前項の異議の申立てがあったときは、共済会は異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行いその結果を通知する。

第4章 福利厚生事業

(福利厚生事業)

第16条 共済会は、会員に対して次に掲げる福利厚生事業を行うものとする。

- (1) 在職中の生活安定に係わる事業
- (2) 福祉に係る情報提供事業
- (3) 健康の維持増進に係わる事業
- (4) 老後の生活安定に係わる事業
- (5) 自己啓発に係わる事業
- (6) 余暇活動に係わる事業

- (7) 財産形成に係わる事業
 - (8) その他福利厚生の充実に必要な事業
- 2 共済会は、前項第7号に規定する事業を行うため、労働大臣の指定を受け、財産形成貯蓄事務代行団体となることができる。
- 3 共済会は、第1項第7号に規定する事業を促進するため、会員等に対する啓発、普及に努めなければならない。

第5章 受 益

(受益者)

第17条 会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、共済会が行う事業による利益を受けるものとする。

(受益の制限)

第18条 理事長は、事業主が第9条第2項に規定する会費の納入を怠ったときは、会費を完納するまでの間、共済会事業による会員の受益を制限することができる。

第6章 雑 則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月29日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の規定は、平成10年4月1日から適用する。

この規則は、平成10年10月27日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成11年5月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年2月24日から施行し、平成11年12月3日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年5月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、一般財団法人島根県東部勤労者共済会の登記の日から施行する。ただし、一般財団法人移行登記前に発生した事項については、なお従前の財団法人島根県東部勤労者共済会業務規程を適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。